○財務省・農林水産省・経済産業省令第三号

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十五条の施行に伴い、並びに農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二条第七項及び第八項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令

農業競争力強化支援法施行規則（平成二十九年農林水産省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（事業再編促進対象事業） **第二条**　法第二条第七項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。 一　肥料製造事業、農薬製造事業及び配合飼料製造事業 二　肥料卸売事業、農薬卸売事業、配合飼料卸売事業及び農業用機械卸売事業 三　肥料小売事業、農薬小売事業、配合飼料小売事業及び農業用機械小売事業 四　米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業その他の飲食料品（花きを含む。以下この条において同じ。）の卸売事業 五　飲食料品の小売事業 六　小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業 （事業参入促進対象事業） **第三条**　法第二条第八項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。 一　農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）	（事業再編促進対象事業） **第二条**　法第二条第七項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。 一　肥料製造事業、農薬製造事業及び配合飼料製造事業 （新設） 二　米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業その他の飲食料品（花きを含む。以下この条において同じ。）の卸売事業 三　飲食料品の小売事業 四　小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他の飲食料品の製造事業 （事業参入促進対象事業） **第三条**　法第二条第八項の主務省令で定める事業分野は、次に掲げる事業の属する事業分野とする。 一　農業用機械製造事業（農業用機械に係る部品製造事業を含む。）
二　農業用ソフトウェア作成事業 三　農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進（第一号に係るものを除く。）に資する事業 四　種苗の生産卸売事業 （課税の特例に関する報告事項） **第二十二条**　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。 一・二　（略） （削る） 2　（略）	（新設） （新設） 二　種苗の生産卸売事業 （課税の特例に関する報告事項） **第二十二条**　課税の特例を受けた認定事業再編事業者は、第十八条第一項の報告に、次の各号に掲げる課税の特例の区分に応じ、認定事業再編計画に従って行われるそれぞれ当該各号の事項について記載した書類を添付しなければならない。 一・二　（略） 三　租税特別措置法第六十六条の十三又は第六十八条の九十八に規定する課税の特例　廃棄等事業年度に関し、第二十条第一項各号に定める額に加え、欠損金額及び欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受ける金額 2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定を受けた同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画に係る実施状況の報告であって、この省令の施行の日以後に行うものに係るこの省令による改正前の農業競争力強化支援法施行規則第二十二条第一項第三号の規定については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「租税特別措置法第六十六条の十三又は第六十八条の九十八に規定する課税の特例」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第九十一条第二項又は第百五条第二項の規定により適用されることとなる課税の特例」とする。

○文部科学省令第十五号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日

文部科学大臣　萩生田光一